

## 平成26年7月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

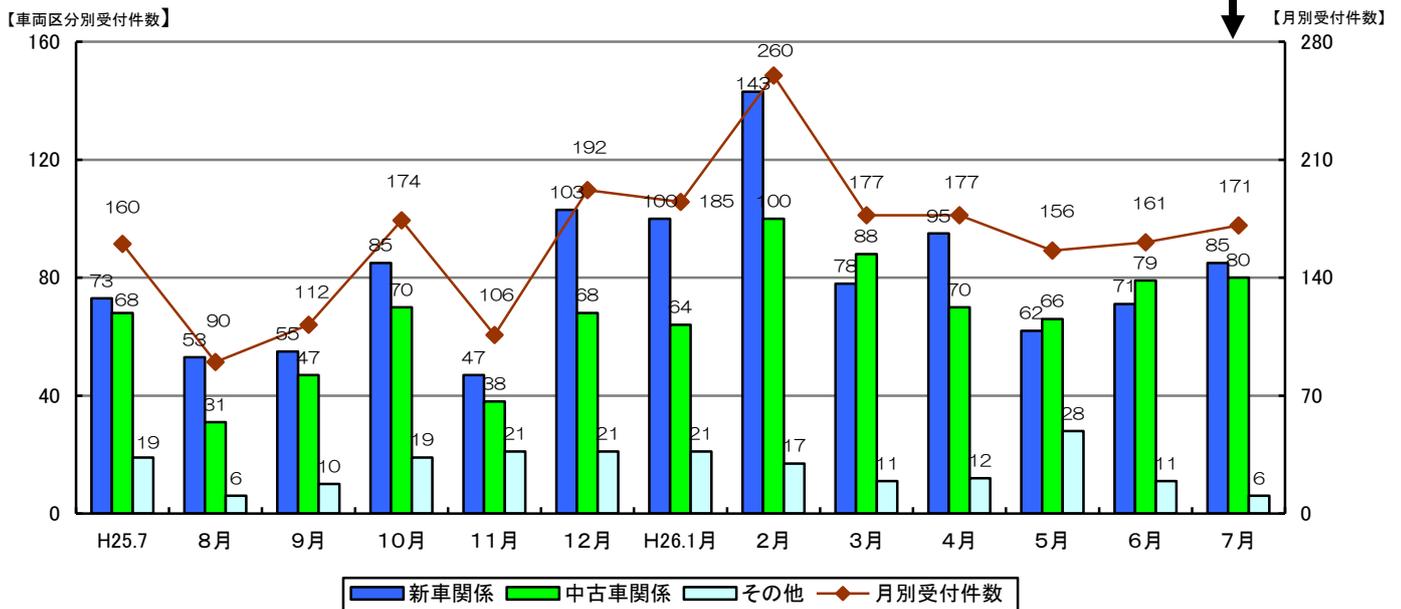
7月度の相談受付件数は計171件で、前月度と比較すると10件増であり、対前年同月比では、新車関係・中古車関係ともに12件増（約1.2倍）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「メーカー系ディーラー」、「自動車関係団体」からの問い合わせが多く、全体の約70%を占めています。先月同様、「広告代理店等」からの問い合わせが最も多く、全体の約32%を占めています。

【相談者の内訳・平成26年7月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	85	80	6	171
広告代理店等	42	12	1	55
メーカー系ディーラー	22	7	0	29
自動車関係団体	11	22	3	36
中古車情報誌社	0	18	1	19
中古車専門店	2	12	1	15
メーカー	5	4	0	9
新聞社	2	3	0	5
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	2	0	3

【相談受付件数の推移・平成25年7月～平成26年7月】



## 2. 新車関係

新車の表示では、『燃費表示』や『付属品・特別仕様』に関する問い合わせが多く、主な内容としては、ラジオCMにおける燃費の付記説明に関する相談や、広告にオプション装着車の写真を掲載しながら、オプションを含まない販売価格を表示することの可否等に関する相談等が寄せられました。また、『入札』や『オークション』による販売方法等に関する相談も見受けられました。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	65	76.5%	その他	2	2.4%
景品関係	18	21.2%	合計	85	100%

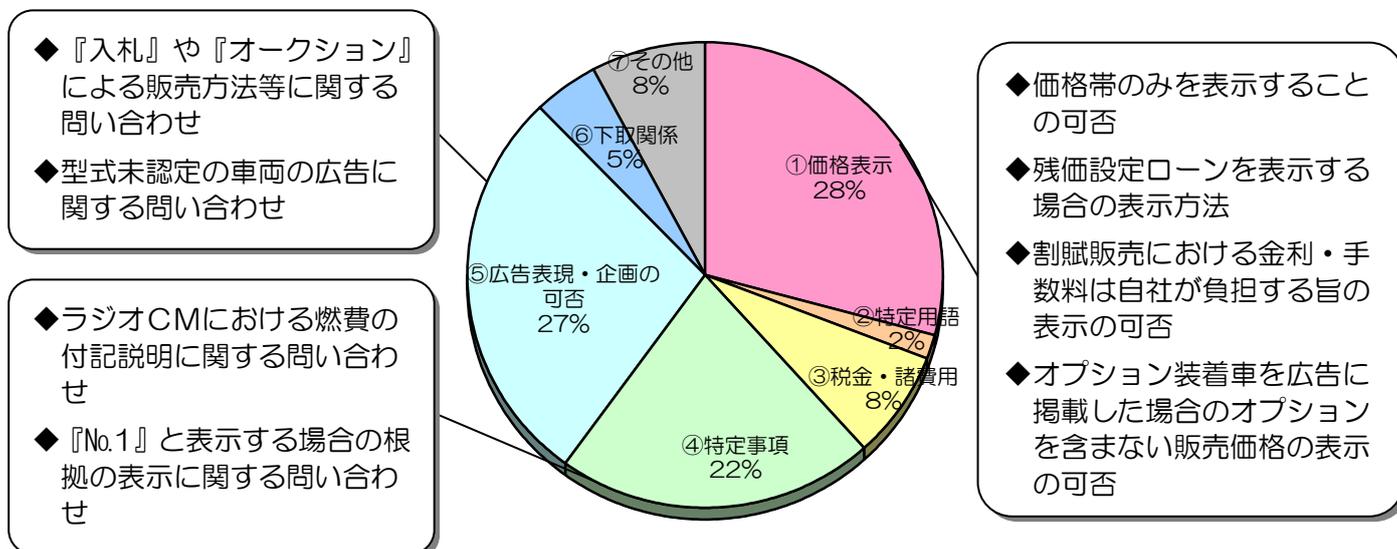
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>19</b>	<b>29.2%</b>	<b>④特定事項</b>	<b>14</b>	<b>21.5%</b>
表示方法	3	4.6%	燃費	7	10.8%
付属品・特別仕様	7	10.8%	安全・環境（ASV技術）	0	0.0%
値引き表示	2	3.1%	写真・イラスト	0	0.0%
支払総額	1	1.5%	特別仕様・限定	0	0.0%
割賦・リース	5	7.7%	その他（ランキング等）	7	10.8%
その他	1	1.5%	<b>⑤広告表現・企画の可否</b>	<b>18</b>	<b>27.7%</b>
<b>②特定用語</b>	<b>1</b>	<b>1.5%</b>	広告表現の可否	14	21.5%
新発売等	0	0.0%	企画の可否	1	1.5%
その他	1	1.5%	抽象的な問い合わせ	3	4.6%
<b>③税金・諸費用</b>	<b>5</b>	<b>7.7%</b>	<b>⑥下取関係</b>	<b>3</b>	<b>4.6%</b>
消費税関係	3	4.6%	<b>⑦その他（エコカー減税等）</b>	<b>5</b>	<b>7.7%</b>
その他（自動車取得税等）	2	3.1%	合計	65	100%

### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	4	22.2%	オープン懸賞	6	33.3%
一般懸賞（抽選等）	4	22.2%	その他	4	22.2%
			合計	18	100%

### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例

- Q. 過去に下取りした車両の実績として、当該車両の年式と走行距離とともに、下取価格を表示したいのですが、問題ないですか？
- A. 一般消費者の誤認を招くおそれがあること、また、トラブル未然防止の観点から慎む必要があります。  
下取車の価格は、年式や走行距離だけでなく、修復歴の有無、内外装やエンジン、ミッション等の機関の状態、装備品の有無、車検残存期間等、多くの要素により決定されますので、年式や走行距離が同じであっても車両毎に異なります。  
そのため、過去の実績があったとしても、年式や走行距離と併せて下取価格を表示することは、年式、走行距離が同等であれば、表示された価格で下取してもらえるかのように誤認されるおそれがあることから、トラブル未然防止の観点からも慎む必要があります。
- Q. 広告に写真を掲載しますが、グレード等はあえて表示せずに『車両本体価格●●●万円～▲▲▲万円』と価格帯のみ表示したいのですが、問題ないですか？
- A. 広告に写真を掲載した車両のグレード等を特定し、その車両の販売価格を明瞭に表示する必要があります。したがって、価格帯のみを表示することはできません。  
なお、広告掲載車両の販売価格を明瞭に表示した上で、参考として当該車両の価格帯を表示することは問題ありません。
- Q. ラジオCMで燃費を表示する場合の注意点を教えてください
- A. 表示した数値が公式テスト値であることを明確にするため、『JC08モード燃費値』である旨は必ず表示して下さい。  
なお、ラジオCMについては、時間の制約があること等から、『燃料消費率は定められた試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨』の付記説明は、省略することができます。
- Q. 自社のテスト結果を基に、『●●シリーズ史上最速▲▲km/h達成』とキャッチコピーに表示することはできますか？
- A. 交通事故対策の一環として、スピード感をいたずらに助長することを避けるため、『最速』という表現を始め、最高速度、発進加速、最高出力等は、広告のキャッチコピーやアイキャッチとして表示することはできません。

### 3. 中古車関係

中古車の表示では、『広告表現の可否』に関する問い合わせが多く、「お買得」、「卸売価格」等の安さを訴求する表現の可否に関する相談が見受けられました。また、新車時の販売価格を参考価格として併記することの可否や、カタログ記載の燃費値を参考として表示することの可否に関する問い合わせも見受けられました。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	58	72.5%	その他	16	20.0%
景品関係	6	7.5%	合計	80	100%

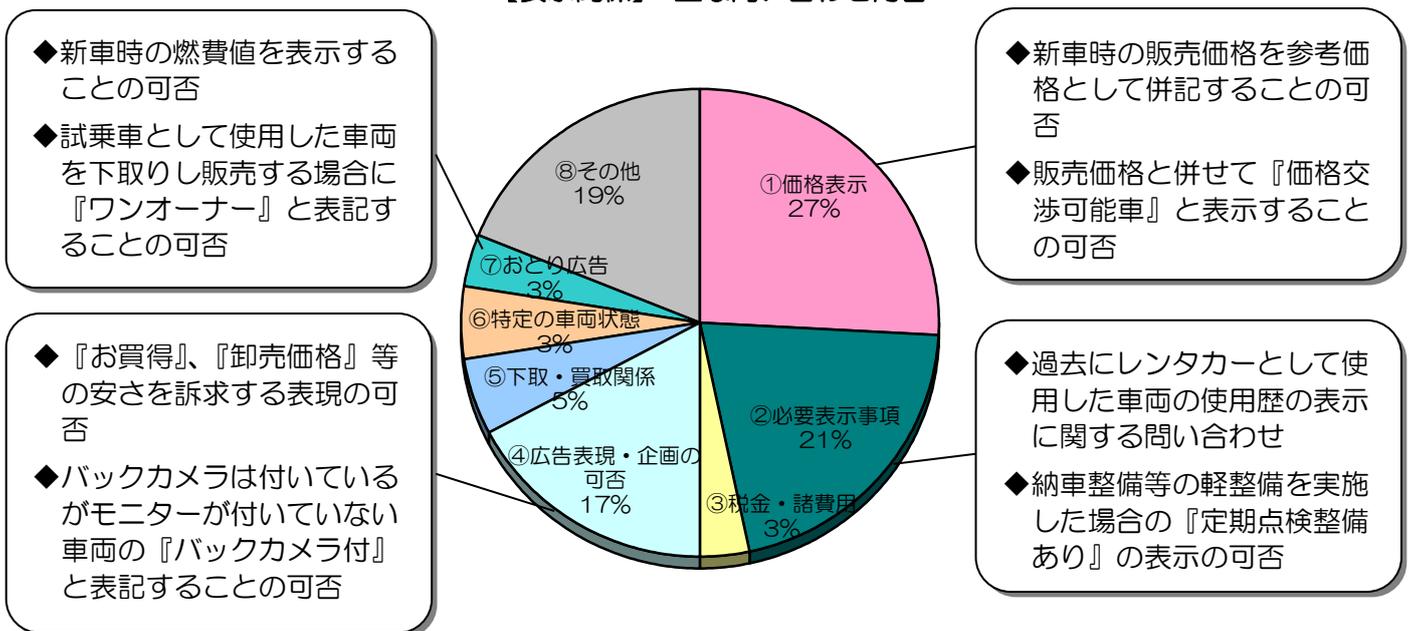
#### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	15	25.9%	③税金・諸費用	2	3.4%
表示方法	6	10.3%	消費税関係	1	1.7%
値引き表示	5	8.6%	その他（諸費用）	1	1.7%
支払総額	2	3.4%	④広告表現・企画の可否	10	17.2%
割賦・リース	1	1.7%	広告表現の可否	9	15.5%
その他	1	1.7%	企画の可否	0	0.0%
②必要表示事項	12	20.7%	抽象的な問い合わせ	1	1.7%
走行距離数	2	3.4%	⑤下取・買取関係	3	5.2%
保証の有無	3	5.2%	⑥特定の車両状態	3	5.2%
定期点検整備実施状況	1	1.7%	⑦おとり広告	2	3.4%
その他（使用区分・車台番号等）	6	10.3%	⑧その他（燃費・品質等）	11	19.0%
			合計	58	100%

#### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	5	83.3%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	1	16.7%	その他	0	0.0%
			合計	6	100%

#### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例

Q. お買得感を出すため、中古車の販売価格に当該車両の新車時の販売価格を併記することはできますか？

A. 新車と中古車は品質や経済価値が異なる商品（同一ではない商品）であることから、中古車の販売価格に新車時の販売価格を併記することはできません。

Q. チラシ広告に販売価格の表示と併せて『価格交渉可能車』と表示することは問題ないですか？

A. 『販売価格』を表示する場合には、店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格を表示することになっており、その価格は、販売事業者が実際に販売しようとする価格を表示する必要があります。そのため、販売価格とともに『価格交渉可能車』と表示することは、実際に販売しようとする価格を表示したことにはならないため、問題となります。

Q. 過去に1度だけレンタカーとしての使用歴があることが分かっている場合で、前所有者は自家用として使用していた車両を販売する場合、使用歴には自家用と表示して問題ないですか？

A. 過去に一度でもレンタカーとして使用されている車両を販売する場合、使用歴には『レンタカー』と表示して下さい。

Q. 当店では納車前の整備として軽整備（オイル交換等）を実施しているのですが、その場合は『定期点検整備あり』と表示することはできますか？

A. 『定期点検整備あり』と表示できるのは、販売事業者が納車時まで、いわゆる法定点検（12ヶ月点検、24ヶ月点検）を実施し、指定・認証工場が作成する定期点検整備記録簿が発行される場合に限りです。したがって、オイル交換等の軽整備で定期点検整備記録簿が発行されないものについては、『定期点検整備あり』と表示することはできませんので、『定期点検整備なし』と表示して下さい。

Q. 当社で試乗車として使用した車両を販売し、先日、その車両を下取りしたのですが、当該車両を販売するときに『ワンオーナー』と表示して問題ないですか？

A. 『ワンオーナー』の用語については、規約上の定義はありませんが、一般的には、当該車両の所有者（使用者）は一人だけであり、前所有者（前使用者）が当該車両を新車で購入したものを指すと考えます。したがって、販売店が既に試乗車として使用していた車両に『ワンオーナー』と表示することは問題となります。

Q. ナビを取り外して販売するため、バックカメラは付いているのですが、モニターが付いていない状態での販売となります。その場合は『バックカメラ付』と表示して問題ないですか？

A. 『バックカメラ付』と表示した場合、当該車両にはバックカメラやモニターが付いており、正常に機能するものとするのが一般的です。したがって、当該車両に『バックカメラ付』と表示することは問題となります。